

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 6 号

函館市奨学金貸与条例の一部改正について

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

函館市奨学金貸与条例（昭和 26 年函館市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号ア中「17,000 円」を「30,000 円」に改め、同号イ中「19,000 円」を「40,000 円」に改め、同項第 4 号ア中「17,000 円」を「30,000 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「15 年以内」の後ろに「（当該貸与された奨学金の全額が 150 万円を超える場合にあっては、20 年以内）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項および第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の函館市奨学金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに奨学生に選定された者および施行日前から大学院、大学または専修学校の専門課程（以下「学校」と総称する。）に在学し、平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に奨学生に選定された者で施行日以後も当該学校に在学し、引き続き奨学生に選定されているもの（次項に規定する奨学金の月額増額の申出を附則第 4 項に規定する期限までにした者に限る。以下「平成 27 年度施行日前奨学生」という。）について適用し、施行日前から当該学校に在学し、施行日前に奨学生

に選定された者で施行日以後も当該学校に在学し，引き続き奨学生に選定されているもの（平成27年度施行日前奨学生を除く。）については，なお従前の例による。

- 3 施行日前から学校に在学し，平成27年4月1日から施行日の前日までの間に奨学生に選定された者で施行日以後も当該学校に在学し，引き続き奨学生に選定されていることが見込まれるものは，改正後の条例の規定に基づく奨学金の月額を限度として，施行日以後に貸与される奨学金の月額の増額を市長に申し出ることができる。
- 4 前項の規定による申出は，市長が別に定めるところにより，施行日の前日までに書面によりしなければならない。

（提案理由）

大学院，大学および専修学校の専門課程に在学する者の奨学金の貸与月額を改定し，ならびに貸与された奨学金の全額が150万円を超える場合の返還期間を延長するため